

○越生町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則

平成27年12月7日  
規則第18号

(趣旨)

第1条 この規則は、越生町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第25号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例別表第1に定める事務)

第2条 条例別表第1の1の項の規則で定める事務は、在宅重度心身障害者手当支給条例施行規則（昭和54年規則第9号）第2条の規定による在宅重度心身障害者手当の受給資格の認定の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査及び当該審査に対する応答に関する事務とする。

第3条 条例別表第1の2の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1) 越生町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則（平成4年規則第8号）第13条第1項に規定するひとり親家庭等医療費受給者証の交付の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査及び当該申請に対する応答に関する事務

(2) 越生町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則第17条の規定によるひとり親家庭等の医療費の支給の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査及び当該申請に対する応答に関する事務

(3) 越生町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則第19条第2項の規定によるひとり親家庭等の医療費の受給者の現況の届出の受理又は当該届出に係る事実についての審査に関する事務

第4条 条例別表第1の3の項の規則で定める事務は、越生町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（昭和53年教育委員会規則第2号）第3条の規定による私立幼稚園就園奨励費補助金の交付の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査及び当該申請に対する応答に関する事務とする。

第5条 条例別表第1の4の項の規則で定める事務は、越生町要保護及び準要保護児童生徒援助費補助金事務処理要項の規定による就学援助費補助金の交付の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査及び当該申請に対する応答に関する事務とする。

(条例別表第2に定める事務)

第6条 条例別表第2の1の項の規則で定める事務は、在宅重度心身障害者手当支給条例施行規則第3条の規定による在宅重度心身障害者手当の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規

則で定める情報は、次のとおりとする。

- (1) 当該申請を行う者に係る市町村民税（地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号に掲げる市町村民税（個人に係るものに限る。）をいう。以下同じ。）に関する情報
- (2) 当該申請を行う者に係る身体障害者手帳（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳をいう。）の交付に関する情報
- (3) 当該申請を行う者に係る精神障害者保健福祉手帳（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳をいう。）の交付に関する情報

第7条 条例別表第2の2の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める情報とする。

- (1) 越生町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則第13条第3項の規定によるひとり親家庭等医療費受給者証の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報
  - ア 当該申請に係る児童（越生町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成4年条例第17号）第2条第1項に規定する児童をいう。以下この条において同じ。））、父（同条第4項に規定する父を含む。以下この条において同じ。））、母又は養育者（同条第3項に規定する養育者をいう。以下この条において同じ。））に係る市町村民税に関する情報
  - イ 当該申請に係る対象者の属するひとり親家庭の父若しくは母及び養育者（以下この号及び第3号において「ひとり親等」という。）の配偶者又はそのひとり親等の扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）第877条に規定する扶養義務者をいう。第3号において同じ。））でそのひとり親等と生計を同じくするものに係る市町村民税に関する情報
  - ウ 当該申請に係る児童、父、母又は養育者に係る住民票関係情報
  - エ 当該申請に係る児童、父、母又は養育者に係る児童扶養手当の支給に関する情報
  - オ 当該申請に係る児童、父、母又は養育者に係る国民健康保険の被保険者の資格に関する情報
- (2) 越生町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則第18条の規定によるひとり親家庭等の医療費の支給の申請に係る事実につ

いての審査に関する事務 当該申請に係る児童、父、母又は養育者に係る国民健康保険の被保険者の資格に関する情報

(3) 越生町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則第19条第2項に規定する受給者の現況届に係る事務 次に掲げる情報

ア 当該申請に係る児童、父、母又は養育者に係る市町村民税に関する情報

イ 当該申請に係る対象者の属するひとり親家庭のひとり親等の配偶者又はそのひとり親等の扶養義務者でそのひとり親等と生計を同じくするものに係る市町村民税に関する情報

ウ 当該申請に係る児童、父、母又は養育者に係る住民票関係情報

エ 当該申請に係る児童、父、母又は養育者に係る児童扶養手当の支給に関する情報

オ 当該申請に係る児童、父、母又は養育者に係る国民健康保険の被保険者の資格に関する情報

(条例別表第3に定める事務及び情報)

第8条 条例別表第3の1の項の規則で定める事務は、越生町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱第4条の規定による補助金の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報とする。

第9条 条例別表第3の2の項の規則で定める事務は、越生町要保護及び準要保護児童生徒援助費補助金事務処理要項の規定による就学援助費補助金の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報とする。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。